

平成29年4月5日（水）  
吉田宣弘議員（公明）

衆・法務委員会  
対法務当局（民事局）

1問 現行法第93条の「心裡留保」という文言は、国民一般に分かりやすい民法とするという改正の目的からすれば、より分かりやすい文言とすることは考えられないのか、法務当局に問う。

（答）

### 1 見出しの表現

現行法第93条の条見出しは「心裡留保」とされており、改正法案においても、この見出しはそのまま維持されている。

### 2 心裡留保の意味

心裡留保とは、表意者が真意とは異なることを認識しながら真意と異なる意思表示をした場合において、相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたときには、その意思表示は無効となるとする制度をいう。

改正法案の立案の過程では、この用語が難解であること等を理由に、その変更をすることが検討されたことがあった（注1）。

しかし、最終的には、他に置き換えるべき端的で、かつ、適切な用語を見出すことができなかつたことから、改正法案においても、この用語を維持することとしている。

### 3 本文の修正

もっとも、改正法案においては、従前の解釈に沿って第93条の条文の文言を改めており（注2），心裡留保という見出しの文言は難解であるものの、これによりその実質的な意味内容の理解が容易になるものと考えている。

（注1） 法制審議会民法（債権関係）部会第90回会議では、弁護士の岡委員から、「心

「裡留保」を他の用語に置き換えるべきであるとの意見が出された。

(注2) 現行法第93条ただし書は、「相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたとき」は、心裡留保による意思表示は無効とすると規定している。しかし、表意者の真意がどのようなものであるかを具体的に知らなくても、その意思表示が真意と異なることを相手方が知つていれば、相手方を保護する必要性は乏しい。そのため、現在では、「真意を知り」の要件は、真意そのものではなくその意思表示が真意でないことを知るという意味に解釈されている。そこで、改正法案においては、この解釈に沿って条文の文言を改めることとし、「相手方がその意思表示が真意ではないことを知り、又は知ることができたとき」は、心裡留保による意思表示は無効とすることとしている(第93条第1項ただし書)。

### (参照条文)

改 正 案	現 行
(心裡留保)  第九十三条 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知つてしたときであつても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が <u>その意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。</u>	(心裡留保)  第九十三条 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知つてしたときであつても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が <u>表意者の真意を知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。</u>
2 (略)	(新設)

平成29年4月5日（水）  
吉田宣弘議員（公明）

衆・法務委員会  
対法務当局（民事局）

2問 心裡留保による意思表示が無効となる場合の要件について、「表意者の真意を知り」（現行法93条）を「その意思表示が表意者の真意ではないことを知り」に改めた理由を、法務当局に問う。

（答）

### 1 現行法

現行法第93条ただし書は、「相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたとき」は、心裡留保による意思表示は無効とすると規定している。

### 2 現在の解釈

しかし、相手方が表意者の真意がどのようなものであるかを具体的に知らなくても、その意思表示が真意と異なることを知つていれば、相手方を保護する必要性は乏しい。そのため、現在では、「真意を知り」の要件は、真意そのものではなくその意思表示が真意でないことを知るという意味であるものと解されている。

### 3 改正法案

そこで、改正法案においては、この解釈に沿って条文の文言を改めることとし、「相手方がその意思表示が真意ではないことを知り、又は知ることができたとき」は、心裡留保による意思表示は無効とすることとしている（第93条第1項ただし書）（注）。

（注） 改正法案の下では、例えば、労働者が退職をする意思はないものの、反省の意を強調する趣旨で退職届を提出したケースにおいては、使用者は、退職する意思がないことを知り、又は知ることができれば意思表示は無効となり、反省の意を強調する趣旨

であったことを知り、又は知ることができたかどうかは問題とならない。

(参照条文)

改 正 案	現 行
(心裡留保) 第九十三条 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知つてしたときであつても、そのためにはその効力を妨げられない。ただし、相手方が <u>その意思表示が表意者の真意ではないことを</u> 知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。 2 (略)	(心裡留保) 第九十三条 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知つてしたときであつても、そのためにはその効力を妨げられない。ただし、相手方が <u>表意者の真意を</u> 知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。 (新設)

平成29年4月5日(水)  
吉田宣弘議員(公明)

衆・法務委員会  
対法務当局(民事局)

3問 第93条2項を新設した理由を、法務当局に問う。

(答)

#### 1 現行法

現行法には、心裡留保による意思表示を信頼した第三者を保護する規定はない。

#### 2 問題点

しかし、例えば、心裡留保による意思表示をした売主がパソコンの売買契約をした後、買主から第三者がさらにそのパソコンを購入するといった事例のように、心裡留保による意思表示を前提として、第三者がさらに契約等をすることがあり得る。

#### 3 現行法・判例

心裡留保による意思表示が無効とされる場合であっても、真意ではないことを知りながら真意と異なる意思表示を行った表意者には、そのような無効な意思表示を行ったことについて責められるべき事情があることから、その意思表示を信頼した第三者が現れたときは、表意者よりもその第三者を保護すべきであると考えられる。このため、現行法に明文の規定はないが、判例は、善意の第三者に対しては、心裡留保による意思表示の無効を主張することはできないとしている  
(注)。

#### 4 改正法案の内容

そこで、改正法案においては、この判例の趣旨に沿って、心裡留保による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない旨を明文化することとしている(第93条第

2項)。

(注) 最判昭和44年11月14日民集23巻11号2023頁

(参照条文)

改正案	現行
(心裡留保) 第九十三条 (略) <u>2 前項ただし書の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。</u>	(心裡留保) 第九十三条 (同左) (新設)

平成29年4月5日(水)  
吉田宣弘議員(公明)

衆・法務委員会  
対法務当局(民事局)

4問 第93条第2項には、第95条第4項(錯誤)及び第96条第3項(詐欺)と異なり、第三者に「過失がない」ことが明文で要件とされていないが、第三者が保護されるために無過失という要件は不要であると理解してよいのか、この要件が不要であるとして第95条第4項及び第96条第3項と要件が異なる理由は何か、法務当局に問う。

(答)

### 1 第93条第2項

改正法案においては、心裡留保による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができないこととしているが(第93条第2項)，これはその文言どおり、過失があるかどうかを問わず善意の第三者も保護するものである。

### 2 第95条第4項及び第96条第3項

他方で、改正法案においては、錯誤又は詐欺による意思表示の取消しは、善意・無過失の第三者に対抗することができないこととし(第95条第4項、第96条第3項)，過失がある善意の第三者は保護しないこととしている。

### 3 要件が異なる理由

このように両者では要件が異なるが、その理由は、次のとおりである。すなわち、真意と異なることを認識しながら自ら真意と異なる意思表示をした心裡留保の表意者については真意と異なる意思表示をしたことを表意者本人が認識していない錯誤の場合の表意者や、欺罔行為によって誤解をして意思表示をした詐欺の場合の表意者に比べ、責められるべき事情が大きいといえる。そこで、錯誤又は詐欺による意思表示を信頼した第三者を保護するに当たっては、その第三者が心

裡留保による意思表示を信頼した第三者よりも保護に値するものでなければバランスを欠くことになると考えられることから、両者の要件に差異を設け、信頼したことにつき過失のある第三者は保護しないこととしたものである。

(参照条文)

改 正 案	現 行
(心裡留保) 第九十三条 (略) <u>2 前項ただし書の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。</u>	(心裡留保) 第九十三条 (同左) (新設)
(錯誤) 第九十五条 (略) 2, 3 (略) <u>4 第一項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。</u>	(錯誤) 第九十五条 (略)
(詐欺又は強迫) 第九十六条 (略) 2 (略) 3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、 <u>善意でかつ過失がない</u> 第三者に対抗することができない。	(詐欺又は強迫) 第九十六条 (同左) 2 (同左) 3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、 <u>善意の</u> 第三者に対抗することができない。

平成29年4月5日(水)  
吉田宣弘議員(公明)

衆・法務委員会  
対法務当局(民事局)

5問 現行法第94条の改正について、法制審議会で議論はされていないのか、法務当局に問う。

(答)

## 1 法制審議会における検討

法制審議会民法(債権関係)部会においては、通謀虚偽表示がされた場合における第三者保護を定めた現行法第94条第2項について、第三者を保護するための要件を、「善意」から「善意・無過失」に変更することが検討された(注1)。

## 2 検討の結果

しかし、通謀虚偽表示をした者は、真意と異なることを認識しながら相手方と通謀して自ら真意と異なる意思表示をしたものであり、その責められるべき事情が大きいことから、第三者を保護するための要件としては、善意であればその過失の有無を問わないとする現行法の規律が相当であると考えられた。

そのため、改正法案においては、現行法第94条については、その文言を改めることなどはしないこととしている。

(注) ○民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理

### 2 通謀虚偽表示

#### (1) 第三者保護要件

通謀虚偽表示による意思表示の無効は善意の第三者に対抗することができないとされている(民法第94条第2項)が、心裡留保・錯誤・詐欺等に関する第三者保護規定を検討する場合には、これらとの整合性を図る観点から、同項の第三者が保護されるための主観的要件を見直す必要がないかどうかについて、検討してはどうか。

また、併せて第三者保護規定の配置の在り方についても検討して

はどうか。

○ 部会資料 27

2 通謀虚偽表示

(1) 第三者保護要件

通謀虚偽表示を前提として新たに利害関係を有するに至った第三者の保護については民法第94条第2項が規定しているところ、その見直しの要否については次のような考え方があり得るが、どのように考えるか。

【甲案】 通謀虚偽表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない旨の規定を設けるものとする。

【乙案】 通謀虚偽表示の無効は、善意かつ無過失の第三者に対抗することができない旨の規定を設けるものとする。

(参照条文)

改 正 案	現 行
(虚偽表示) 第九十四条 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。 2 前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。	(同左)

平成29年4月5日（水）  
吉田宣弘議員（公明）

衆・法務委員会  
対法務当局（民事局）

6問 受領遅滞の効果として、注意義務の転換に関する規定（第413条1項）を新設した理由を、法務当局に問う。

（答）

### 1 現行法の解釈（受領遅滞の効果）

債務の履行をする際には、それを受け取るなどの債権者の協力が必要となることが多い（注1），債務者は履行の提供（注2）をしたもの、債権者がこの債務の履行を拒み、又は受け取ることができないために、債務の履行が完了しないことがある（注3）。このような状態を受領遅滞という。

この受領遅滞の効果に関して、現行法第413条は、債権者は遅滞の責任を負うと定めているのみであるが、一般には（注4）、その具体的な効果として、引渡し債務の目的物に関する債務者の保存義務が軽減されることが含まれると解されている（注5）。

### 2 改正の内容

そこで、改正法案においては、民法を国民一般に分かりやすいものとするため、一般的な解釈に従い、受領遅滞の効果として、特定物の引渡し債務の債務者は、受領遅滞となった後は、善良な管理者としての注意（第400条）ではなく、自己の財産に対するのと同一の注意をもって目的物を保存すれば足りることを明文化している（第413条第1項）。

（注1）債務の内容が金銭の支払や物の引渡しである場合には、債務の履行を完了するには、債権者が目的物を受け取ることが必要となる。また、例えば、家屋の改修工事の請負契約において、請負人が工事を行うために家屋内に立ち入ろうとする場合のように、債務の履行に当たって債権者

の協力を要することもある。

他方で、騒音を立てないことなど、債務者がある行為をしないこと（不作為）を債務の内容とする場合のように、その債務の履行に当たつて債権者の協力を要しないものもある。

(注2) 「履行の提供」とは、債務者が給付の実現に必要な準備をして債権者の協力を求める行為をいう。これを「弁済の提供」ともいう（第492条、現行第493条）。

弁済の提供は、原則として債務の本旨に従つて現実にしなければならないとされ（現行第493条本文），例外的に、債権者があらかじめその受領を拒んだ場合等には、弁済の準備をした上で、そのことを債権者に通知してその受領の催告をすれば足りるとされている（同条ただし書）。債務者がどの程度の行為をすれば弁済の提供をしたといえるかは、具体的な事案ごとに債権者がすべき協力の程度との相関で決まると言解されている。

(注3) 債権者が債務の履行を受けることを拒む場面では、その背景として、債務の内容について当事者間に争いが生じていることがある。例えば、機械の製造を内容とする請負契約において、注文者が、当初の契約後に仕様を変更する合意をした旨を主張して、当初の契約どおりの仕様で製造された機械の受取りを拒むといった事案である。

このような事案において、実際には仕様変更の合意がなかった場合には、債務者は債務の内容どおりの弁済の提供（現行第493条）をしているので、債権者による受領の拒絶は、受領遅滞に当たる。しかし、実際に仕様変更の合意がされていた場合には、変更後の仕様に従つていない機械を引き渡そうとしても弁済の提供をしたことにはならないので、債権者がその受領を拒んだとしても、受領遅滞とはならない。

(注4) 受領遅滞の法的性質については次のような解釈論上の争いがある。

通説は、債権者には債務を受領する義務があるわけではなく、受領遅滞についての現行法第413条は債権者と履行の提供をした債務者との公平という観点から債権者が負うべき不利益を定めたものであるとしており、実務もこれに従っている（法定責任説）。

他方で、学説上は、債権者には一般に信義則に基づいて債務を受領す

る義務があるなどとして、受領遅滞についての現行法第413条は債権者が債務不履行の責任を負う旨を定めたものであるとの見解も有力に主張されている（債務不履行責任説）。

受領遅滞の法的性質については、このような解釈論上の争いがあるため、受領遅滞の効果についても、様々な解釈が主張されている。

(注5) 受領遅滞には弁済の提供が先行するが、この弁済の提供の効果について、現行法第492条は債務者が債務の不履行によって生ずべき一切の責任を免れると定めているのみである。そのため、弁済の提供がされ、受領遅滞となった場合に生ずべき法的効果について、弁済の提供の効果であるか、受領遅滞の効果であるかが不明確になっている。

改正法案においては、①債務の不履行に陥らないこと及び②債権者が同時履行の抗弁権（第533条）を主張できなくなることについては、受領遅滞の効果ではなく、弁済の提供の効果として位置付けることとしたため、受領遅滞の効果としては明文化していない。

### (参照条文)

改 正 案	現 行
<u>(受領遅滞)</u> <u>第四百十三条 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その債務の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、履行の提供をした時からその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同一の注意をもつて、その物を保存すれば足りる。</u>	<u>(受領遅滞)</u> <u>第四百十三条 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないときは、その債権者は、履行の提供があった時から遅滞の責任を負う。</u>
<u>2 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないことによって、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権</u>	

者の負担とする。

(履行遅滞中又は受領遅滞中の履行不能と帰責事由)

第四百十三条の二 (略)

2 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。

(弁済の提供の効果)

第四百九十二条 債務者は、弁済の提供の時から、債務を履行しないことによって生ずべき責任を免れる。

(弁済の提供の方法)

第四百九十三条 弁済の提供は、債務の本旨に従って現実にしなければならない。ただし、債権者があらかじめその受領を拒み、又は債務の履行について債権者の行為を要するときは、弁済の準備をしたことを通知してその受領の催告をすれば足りる。

(新設)

(弁済の提供の効果)

第四百九十二条 債務者は、弁済の提供の時から、債務の不履行によって生ずべき一切の責任を免れる。

(弁済の提供の方法)

第四百九十三条 (同左)

平成29年4月5日(水)  
吉田宣弘議員(公明)

衆・法務委員会  
対法務当局(民事局)

7問 受領遅滞の効果として、増加費用の債権者負担に関する規定(第413条第2項)を新設した理由を、法務当局に問う。

(答)

### 1 現行法の解釈(受領遅滞の効果)

受領遅滞の効果に関して、現行法第413条は、債権者は遅滞の責任を負うと定めているのみであるが、一般的には(注1)、その具体的な効果として、受領遅滞によって増加した費用を債権者が負担することが含まれると解されている(注2)。

### 2 改正の内容

そこで、改正法案においては、民法を国民一般に分かりやすいものとするため、一般的な解釈に従い、受領遅滞の効果として、受領遅滞により増加した債務の履行費用は、債権者の負担となることを明文化することとしている(第413条第2項)。

(注1) 受領遅滞の法的性質については次のような解釈論上の争いがある。

通説は、債権者には債務を受領する義務があるわけではなく、受領遅滞についての現行法第413条は債権者と履行の提供をした債務者との公平という観点から債権者が負うべき不利益を定めたものであるとしており、実務もこれに従っている(法定責任説)。

他方で、学説上は、債権者には一般に信義則に基づいて債務を受領する義務があるなどとして、受領遅滞についての現行法第413条は債権者が債務不履行の責任を負う旨を定めたものであるとの見解も有力に主張されている(債務不履行責任説)。

受領遅滞の法的性質については、このような解釈論上の争いがあるため、受領遅滞の効果についても、様々な解釈が主張されている。

(注2) 受領遅滞には弁済の提供が先行するが、この弁済の提供の効果について、現行法第492条は債務者が債務の不履行によって生ずべき一切の責任を免れると定めているのみである。そのため、弁済の提供がされ、受領遅滞となった場合に生ずべき法的効果について、弁済の提供の効果であるか、受領遅滞の効果であるかが不明確になっている。

改正法案においては、①債務の不履行に陥らないこと及び②債権者が同時履行の抗弁権（第533条）を主張できなくなることについては、受領遅滞の効果ではなく、弁済の提供の効果として位置付けることとしたため、受領遅滞の効果としては明文化していない。

### （参考条文）

改 正 案	現 行
<u>（受領遅滞）</u>	<u>（受領遅滞）</u>
<u>第四百十三条 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けられることができない場合において、その債務の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、履行の提供をした時からその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同一の注意をもつて、その物を保存すれば足りる。</u>	<u>第四百十三条 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けられことができないときは、その債権者は、履行の提供があった時から遅滞の責任を負う。</u>
<u>2 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けられることができないことによって、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担とする。</u>	
<u>（履行遅滞中又は受領遅滞中の履行不能と帰責事由）</u>	<u>（新設）</u>
<u>第四百十三条の二 （略）</u>	

2 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。

(弁済の提供の効果)

第四百九十二条 債務者は、弁済の提供の時から、債務を履行しないことによって生ずべき責任を免れる。

(弁済の提供の方法)

第四百九十三条 弁済の提供は、債務の本旨に従って現実にしなければならない。ただし、債権者があらかじめその受領を拒み、又は債務の履行について債権者の行為を要するときは、弁済の準備をしたことを通知してその受領の催告をすれば足りる。

(弁済の提供の効果)

第四百九十二条 債務者は、弁済の提供の時から、債務の不履行によって生ずべき一切の責任を免れる。

(弁済の提供の方法)

第四百九十三条 (同左)

平成29年4月5日(水)  
吉田宣弘議員(公明)

衆・法務委員会  
対法務当局(民事局)

8問 受領遅滞の効果として、債権者の危険負担に関する規定(第413条の2第2項)を新設した理由を、法務当局に問う。

(答)

### 1 現行法の解釈(受領遅滞の効果)

受領遅滞の効果に関して、現行法第413条は、債権者は遅滞の責任を負うと定めているのみであるが、一般には(注1)、債権者に目的物の滅失等についての危険が移転することもその効果であると解されている(注2)。

ここでの目的物の滅失等についての危険とは、例えば、ある物の引渡し義務を契約で一方当事者が負う場合において、その目的物が当事者双方の責めに帰することができない事由によって滅失したときに、その滅失等の負担を当事者のいずれが負うべきかという問題であるが、受領遅滞をした場合には、その危険は目的物の受領を遅滞している債権者が負うと解されている。

### 2 改正の内容

そこで、改正法案においては、民法を国民一般に分かりやすいものとするため、一般的な解釈に従い、受領遅滞の効果として、受領遅滞となった後に当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務の履行が不能となったときは、その履行不能は債権者の帰責事由によるものとみなすことを明文化している(第413条の2第2項)。

これにより、債権者としては、受領遅滞となった後に当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務の履行が不能となった場合には、債務者の責めに帰すべき事由もないために債務不履行による損害賠償を請求することもできない(第415条参照)といったことに加え、①履行不能を

原因として契約を解除することができず（第543条参照），また，②危険負担による自己の反対給付債務の履行の拒絶をすることもできない（第536条第2項参照）ことになる。

（注1） 受領遅滞の法的性質については次のような解釈論上の争いがある。

通説は、債権者には債務を受領する義務があるわけではなく、受領遅滞についての現行法第413条は債権者と履行の提供をした債務者との公平という観点から債権者が負うべき不利益を定めたものであるとしており、実務もこれに従っている。

他方で、学説上は、債権者には一般に信義則に基づいて債務を受領する義務があるなどとして、受領遅滞についての現行法第413条は債権者が債務不履行の責任を負う旨を定めたものであるとの見解も有力に主張されている。

受領遅滞の法的性質については、このような解釈論上の争いがあるため、受領遅滞の効果についても、様々な解釈が主張されている。

（注2） 受領遅滞には弁済の提供が先行するが、この弁済の提供の効果について、現行法第492条は債務者が債務の不履行によって生ずべき一切の責任を免れると定めているのみである。そのため、弁済の提供がされ、受領遅滞となった場合に生ずべき法的効果について、弁済の提供の効果であるか、受領遅滞の効果であるかが不明確になっている。

改正法案においては、①債務の不履行に陥らないこと及び②債権者が同時履行の抗弁権（第533条）を主張できなくなることについては、受領遅滞の効果ではなく、弁済の提供の効果として位置付けることとしたため、受領遅滞の効果としては明文化していない。

### （参照条文）

改 正 案	現 行
<u>（受領遅滞）</u>	<u>（受領遅滞）</u>
<u>第四百十三条 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けること</u>	<u>第四百十三条 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けること</u>

ができない場合において、その債務の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、履行の提供をした時からその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同一の注意をもつて、その物を保存すれば足りる。

2 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないことによって、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担とする。

(履行遅滞中又は受領遅滞中の履行不能と帰責事由)

第四百十三条の二 (略)

2 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。

(弁済の提供の効果)

第四百九十二条 債務者は、弁済の提供の時から、債務を履行しないことによって生ずべき責任を免れる。

(弁済の提供の方法)

ができないときは、その債権者は、履行の提供があった時から遅滞の責任を負う。

(新設)

(弁済の提供の効果)

第四百九十二条 債務者は、弁済の提供の時から、債務の不履行によって生ずべき一切の責任を免れる。

(弁済の提供の方法)

第四百九十三条 (同左)

<p>第四百九十三条 弁済の提供は、債務の本旨に従って現実にしなければならない。ただし、債権者があらかじめその受領を拒み、又は債務の履行について債権者の行為を要するときは、弁済の準備をしたことと通知してその受領の催告をすれば足りる。</p>	
<p>(債務者の危険負担等)</p> <p>第五百三十六条 当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、<u>債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。</u></p> <p>2 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、<u>債権者は、反対給付の履行を拒むことができない。</u>この場合において、<u>債務者は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。</u></p>	<p>(債務者の危険負担等)</p> <p>第五百三十六条 <u>前二条に規定する場合を除き、当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を有しない。</u></p> <p>2 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、<u>債務者は、反対給付を受ける権利を失わない。</u>この場合において、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。</p>
<p><u>(債権者の責めに帰すべき事由による場合)</u></p> <p><u>第五百四十三条 債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。</u></p>	<p><u>(履行不能による解除権)</u></p> <p><u>第五百四十三条 履行の全部又は一部が不能となったときは、債権者は、契約の解除をすることができる。ただし、その債務の不履行が債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</u></p>

平成29年4月5日(水)  
吉田宣弘議員(公明)

衆・法務委員会  
対法務当局(民事局)

9問 受領遅滞の法的性質に関する学説上の争いは、改正法案によつても決着がついていないとの理解でよいのか、法務当局に問う。

(答)

改正法案においては、受領遅滞の一般的な効果を明文化することとしているが、これらは受領遅滞の法的性質について法定責任説と債務不履行責任説のいずれの立場に立つとしても導くことのできる効果といえるものであり、これらの規定を設けることによって、受領遅滞の法的性質に関する学説上の争いに決着をつけることにはならないものと理解している(注1)(注2)。

(注1) 受領遅滞の法的性質については次のような解釈論上の争いがある。

通説は、債権者には債務を受領する義務があるわけではなく、受領遅滞についての現行法第413条は債権者と履行の提供をした債務者との公平という観点から債権者が負うべき不利益を定めたものであるとしており、実務もこれに従っている。

他方で、学説上は、債権者には一般に信義則に基づいて債務を受領する義務があるなどとして、受領遅滞についての現行法第413条は債権者が債務不履行の責任を負う旨を定めたものであるとの見解も有力に主張されている。

(注2) (注1)記載の見解のほかに、基本的には通説的な見解によりつつ、慣習や信義則を根拠に受領義務が生ずることを広く認めようとする見解や、受領遅滞の要件をその効果ごとに検討し、受領遅滞の効果によって、債権者の帰責事由が要件となるものと、要件とならないものがあると解する見解などもある。

平成29年4月5日(水)  
吉田宣弘議員(公明)

衆・法務委員会  
対法務当局(民事局)

10問 改正法案によっても受領遅滞の法的性質に関する学説上の争いに決着がついていないとすれば、受領遅滞に基づく契約の解除の可否及び損害賠償請求の可否については、改正法案においても、解釈に委ねられているとの理解でよいのか、法務当局に問う。

(答)

ご指摘のとおり、委員御指摘の点については解釈に委ねられたものと理解している。〔なお、現行法の下では、受領遅滞の法的性質等に関する学説上の争いはあるが、判例や通説的な見解は、法定責任説を採用しており、個別の事案ごとに慣習や信義則に基づいて債権者に受領義務が生ずる場合があることは否定しないものの、一般には受領義務がないとしているため、基本的に、受領遅滞を原因として契約の解除をすることはできず、受領遅滞によって債権者が債務不履行に基づく損害賠償責任を負うことではないと解している(注1)(注2)。〕

(注1) 判例(最判昭和40年12月3日)は、「債務者の債務不履行と債権者の受領遅滞とは、その性質が異なるのであるから、一般に後者に前者と全く同一の効果を認めることは民法の予想していないところというべきである。民法四一四条・四一五条・五四一条等は、いずれも債務者の債務不履行のみを想定した規定であること明文上明らかであり」と判示している。

なお、判例には、売主が採掘した硫黄鉱石の全量を買主に売り渡す旨の継続的な売買契約が締結されていたという事案において、債権者には信義則に照らして提供を受けた目的物を引き取るべき義務があるとして、その受領拒絶が債務不履行に当たる旨を判示したものもあるが(最判昭和46年12月16日)，この判例も、飽くまで個別の事案における具体的な事情に応じて信義則上の受領義務があるとの判断をしたものにとどまり、債権者が受領遅滞により当然に損害賠償責任を負うとしたものである。

とは解されていない。

(注2) 法制審議会においても、受領遅滞の一般的な効果として、債権者が損害賠償責任を負うものとすることや債務者が契約を解除することができるものとすることには消極的な意見が大勢であった。

平成29年4月5日（水）  
吉田宣弘議員（公明）

衆・法務委員会  
対法務当局（民事局）

11問 受領遅滞の法的性質について、法制審議会で議論はされたのか、法務当局に問う。

（答）

## 1 法制審議会における検討

法制審議会民法（債権関係）部会においては、受領遅滞の効果等をどのように明確にするのかが検討されたが、その中では、受領遅滞の法的性質に言及する発言も見られた。もつとも、受領遅滞の法的性質それ自体を法文上も明確にすべきであるとの意見が大勢を占めるには至らなかった。

## 2 検討の結果

そのため、改正法案においては、最終的には、受領遅滞の効果として異論のない点を明文化することとし、受領遅滞の法的性質については現行法と同様に解釈に委ねることとしている。

平成29年4月5日(水)  
吉田宣弘議員(公明)

衆・法務委員会  
対法務当局(民事局)

12問 受領遅滞の法的性質に関する学説上の争いに決着をつけなかった, 又は決着をつけられなかった理由を, 法務当局に問う。

(答)

## 1 現行法下の解釈・実務

ご指摘のように受領遅滞の法的性質については学説上争いがある。もっとも、判例や通説的な見解は、個別の事案ごとに慣習や信義則に基づいて債権者に受領義務が生ずる場合があることは否定しないものの、一般には受領義務がないとし、基本的に、受領遅滞によって債権者が債務不履行に基づく損害賠償責任を負うことはないなどと解しており、実務もその見解に従って安定的に運用されていると承知している。

## 2 明文化しない理由

そのため、受領遅滞の法的性質を巡る紛争が実務において生ずる蓋然性は低く、受領遅滞の法的性質に関し、規定を置かなくても、実務に混乱は生じないと考えられる。

このような事情を背景に、受領遅滞の法的性質に関して決着をつけるべきであるとの意見が大勢を占めることとはならなかつたのではないかと考えている。